

# 保険外併用療養費（選定療養費） Q&A

## Q1 選定療養費とは何ですか？

A1	<p>患者さんの選択で生じる<u>保険診療以外の費用</u>のことです。</p> <p>国は、病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の保健医療機関等からの紹介なしに、一般病床が200床以上の病院を受診した患者さんについては、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する場合に選定療養費を徴収することができることと決めました。また、平成28年度から特定機能病院及び400床以上を有する地域医療支援病院は定額の徴収を義務付けました。定額負担は、徴収する金額の最低金額として、初診については5,000円（歯科は3,000円）として設定されています。</p>
----	---

## Q2 地域医療支援病院とは何ですか？

A2	<p>紹介患者さんに対する医療の提供等を積極的に行ない、かかりつけ医等を支援する機能を備えた病院として都道府県知事より承認を受けた病院です。</p> <p>主な役割は、急性期の治療や専門スタッフによる治療、精密検査などを一定期間集中的に実施することです。病状が安定した患者さんには、その方のかかりつけ医や近隣の医療機関を紹介させていただきます。そうすることで患者さんの通院や待ち時間などの負担を減らしながら、もしも必要があれば再度当院を紹介していただき、切れ目のない医療を提供させていただきます。</p>
----	--

## Q3 初診とはどのような方が該当しますか？

A3	<p>初診とは、「新たな傷病に対する診療」を指し、国により主に次のいずれかに該当する方と定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①当院を初めて受診する方</li><li>②当院受診歴があっても、その傷病に係る診療が終了している方</li><li>③当院での診療を任意で中止し、1ヶ月以上経過した後に診療を受ける方</li></ul>
----	--

## Q4 紹介状を持参しないと選定療養費がかかりますか？

A4	<p>はい。医師同士の口頭だけの紹介では紹介受診扱いにすることができませんので、かかりつけ医から当院へ受診する際はかかりつけ医へ必ず紹介状の作成を依頼してください。</p>
----	--

## Q5 どのような場合でも初診であれば選定療養費はかかりますか？

A5	<p>はい。原則、初診患者さんは選定療養費がかかります。 ただし、当院では次に該当する場合は、選定療養費の対象外としております。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①救急車、ドクターヘリで来院された方</li><li>②当院の他の診療科で継続した通院をしている方</li><li>③労働災害、公務災害、通勤災害での診療の方</li><li>④国の公費医療負担制度（生活保護・指定難病等）を受給している方</li><li>⑤新潟県の重度心身障害者医療費助成を受給している方</li><li>⑥医科と歯科の間で院内紹介された方</li><li>⑦災害により被害を受けた方</li></ul> <p>※子ども医療助成は国の公費医療ではありません</p>
----	--

## Q6 数年前に風邪で受診したことがあり、診察券も持っています。 再診になりますか？

A6	<p>今回の質問は「A3」の「②」により、再診ではなく初診となります。 再診とは継続して通院している方や、次の予約がある方、あるいは前回受診と同様の症状で1ヶ月以内に受診に来られた方などを指します。</p>
----	---

## Q7 赤十字病院であっても初診の際に選定療養費がかかりますか？

A7	<p>はい。400床以上を有する地域医療支援病院では選定療養費の徴収が義務付けられています。 ただし、紹介状があれば選定療養費はかかりません。</p>
----	---

## Q8 同時に2つ以上の診療科を紹介状なしに初診として受診する場合、選定療養費も受診する診療科の分だけかかりますか？

A8	<p>いいえ。複数回にわたり選定療養費を徴収することはありません。 ただし、関連のない傷病で医科と歯科にそれぞれ紹介状を持参せず受診した場合は、医科で5,500円、歯科で3,300円 計8,800円がかかります。</p>
----	--

## Q9 長岡赤十字病院の整形外科に通院中に、風邪を引いたので内科にも受診したいが、紹介状がないと選定療養費がかかりますか？

A9	<p>いいえ。「A5」の②参照。 当院を受診している方に対して他の診療科を受診する際に新たに選定療養費をご負担いただく必要はありません。 ただし、関連のない傷病で歯科を受診する場合は新たに3,300円がかかります</p>
----	--

**Q10 救急外来を受診する場合には、選定療養費はかかりますか？**

A10	はい。一般外来，救急外来に関係なく対象となる方は選定療養費がかかります。当院は、地域医療支援病院であると共に、救命救急センターでもあり重症患者さんが優先的に救急搬送されます。地域医療の機能分担の観点から、一般の患者さんには、休日・夜間を含む終日において、選定療養費がかかります。
-----	---

**Q11 子どもが受診する場合でも、選定療養費はかかりますか？**

A11	はい。 ただし、「A5」に該当する方は対象外となります。
-----	---------------------------------

**Q12 高齢者であっても選定療養費はかかりますか？**

A12	はい。制度上、年齢による区別はされていないため、高齢者であっても対象となります。
-----	--

**Q13 他の病院にかかる時も選定療養費はかかりますか？**

A13	「A1」のとおり一般病床が200床以上の病院に紹介なしで受診される場合は、選定療養費がかかる可能性があります。 各病院で金額を設定されていますので、ご確認ください。また、診療所やクリニックでは選定療養費はかかりません。
-----	--

**Q14 かかりつけ医がないのですが…？**

A14	かかりつけ医とは、風邪などの日常的な診療や健康管理をしてくれる身近なお医者さんです。患者さんの病状により専門的な検査や入院治療が必要と判断された場合は、適切な病院を紹介します。 かかりつけ医がないという方は、エレベーター前に当院と地域医療連携をしている診療所の一覧を掲示しています。ぜひ一度ご覧ください。
-----	---